

株式会社 第四銀行を子育てサポート企業として認定 一次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」マーク（2回目）を取得

平成17年4月より、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるため、次世代育成支援対策推進法が施行されました。

この法律に基づき事業主は、労働者が仕事と子育てを両立できる雇用環境を整備し、次世代育成支援対策を実施するため「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ることとされています（労働者が100人以下の企業は努力義務）。

また、策定した行動計画を実施し、その計画目標を達成する等、一定の要件を満たす企業については、申請を行うことにより「子育てサポート企業」として都道府県労働局長の認定を受けることができますが、この度、新潟労働局は、申請に基づく審査の結果、**株式会社 第四銀行を認定**いたしました。これが2回目の認定となります。

なお、認定を受けると、認定マーク（愛称「くるみん」）を広告・商品などに付けることができ、次世代育成支援対策に取り組んでいる企業等であることが広く周知されることにより、企業等のイメージがアップするとともに、平成23年度からは子育てサポート企業に対する税制優遇制度（くるみん税制）が創設されております。

引き続き新潟労働局では、各企業等の次世代育成支援対策の取組を支援していきます。

次世代認定マーク「くるみん」



株式会社 第四銀行（新潟市中央区）

業 種 銀行業

労働者数 3, 797人



<取組内容>

計画期間 平成20年4月1日～平成24年3月31日までの4年間（2期目）

- ① 計画期間内において、2人の男性が育児休業を取得した。
- ② 子の看護休暇制度について、対象となる子の範囲を「中学校就学の始期に達するまで」と拡大した。
 - ※1 育児・介護休業法では、小学校入学の始期に達するまでが対象期間となっている。
- ③ 配偶者出産休暇を新設し、配偶者が出産のために入院した日から出産日以降1ヶ月を経過するまでの間において、延べ3日間の休暇を取得できるようにした。
- ④ 育児休業制度について、取得可能期間を無条件で「子が1歳2ヶ月となる月の末日まで」に拡大した。
 - ※2 育児・介護休業法では、子が1歳2ヶ月に達するまで育児休業するには一定の要件が必要である。
- ⑤ 時間外労働の削減のために、毎年、当年度の取組内容を通知するなどして、「ノー残業デー」の継続周知を行った。